

4 行 監 第 1 5 8 号

令和 4 年 8 月 1 7 日

行橋市長 工 藤 政 宏 様

行橋市監査委員 宮 下 義 幸

行橋市監査委員 面 岡 淳 輔

令和 3 年度 財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項並びに行橋市監査基準第 3 条第 1 項第 7 号の規定により、令和 3 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月3日から令和4年8月17日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—(%)	—(%)	12.76(%)
②	連結実質赤字比率	—(%)	—(%)	17.76(%)
③	実質公債費比率	6.3(%)	5.9(%)	25.0(%)
④	将来負担比率	—(%)	—(%)	350.0(%)

※負数の場合は、一表示

4 行 監 第 1 5 9 号

令和 4 年 8 月 1 7 日

行橋市長 工 藤 政 宏 様

行橋市監査委員 宮 下 義 幸

行橋市監査委員 面 岡 淳 輔

令和 3 年度 経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項並びに行橋市監査基準第 3 条第 1 項第 7 号の規定により、令和 3 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

記

- 1 地方卸売市場行橋市魚市場特別会計
- 2 行橋市農業集落排水事業特別会計
- 3 行橋市水道事業会計
- 4 行橋市公共下水道事業会計

令和3年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月3日から令和4年8月17日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	会計名	比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
①	地方卸売市場行橋市魚市場特別会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)
②	行橋市農業集落排水事業特別会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)
③	行橋市水道事業会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)
④	行橋市公共下水道事業会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)

※負数の場合は、—表示